第明治三十種五郵年便三月物三十認一可日

官　報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目　次

〔公　告〕
諸　事　項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量教習・特定計量器型式承認、型式適合認定、企業年金基金設立・清算結了・清算人退任関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　九五四

○　△　○

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年４月22日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年９月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東洋紡フェアトーン株式会社　杉之尾　晶　大阪府大阪市中央区久太郎町２－４－27　国土交通大臣許可(般－24)第19802号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年９月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年４月22日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年９月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社小松物産　馬　　松　大阪府大阪市阿倍野区阪南町６－９－８　国土交通大臣許可（般－22）第23650号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年９月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年４月22日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年10月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日設共同破産管財人　小林　功武　大阪府大阪市東淀川区瑞光３－９－29　国土交通大臣許可(般－25)第20186号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年10月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年４月22日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年10月３日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社久田建設　久田　克巳　滋賀県米原市清滝15－２　国土交通大臣許可（般－26）第20870号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年10月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年４月22日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年10月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日鉄住金プラント株式会社　小坂　　隆　和歌山県和歌山市湊1850　国土交通大臣許可（般特－22）第14928号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、建築工事業とび・土工工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年10月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。